

議案第一七号

三朝町職員定数條例の一部を改正する條例の件

三朝町職員定数條例（昭和三十三年三朝町條例第七号）の一部を次のように改正するものとする

昭和三十三年三月九日提出

原案可決

昭和三十三年三月九日

議決

三朝町長 坂出雅



三朝町議会議長 天野廉



昭和三十三年三朝町條例第七号

三朝町職員定数條例の一部を改正する條例

第二條中左の通り改正する

職員の区分

職務吏員

定

数

主事

書記

書記

一、

書記

書記補

1

通じて六人^{とあるを}五人

コト人にもある三人

通して六八^レあるを七三^レ人

1. この條例は公布の日から起算して昭和三十一年四月一日より適用する。
 2. 朝鮮職員定数條例の全部を改正する條例（昭和三十一年朝鮮條例第六号）
 3. 朝鮮職員定数條例の一部を改正する條例（昭和三十一年朝鮮條例第三号）
 に廃止する。